

# D・ヒームにおける『歴史』と哲学との関連

大野 精三郎

I 本稿は、スコットランド歴史学派の重要な先駆者の1人である David Hume の『歴史』と哲学との関連についての短かい研究史的展望を試み、John, B. Stewart の新著『David Hume の道徳・政治哲学<sup>2)</sup>』の、この問題にたいする意義と貢献を明らかにすることを目的としている。著者が指摘するところから従って、道徳哲学を狭く倫理学に限らず、今日でいう社会諸科学の総体と理解するならば、この問題は、D. Hume の全体系を問題とすることを意味する。そして、この問題は、一見したところ、Hume 研究の当然の出発点をなしているように思われるが、研究史の事実はいさむしろ反対のことを示している。そのことがまず明らかにされなければならない。

David Hume は、今日ではイギリス最大の哲学者でもあり、そして社会諸科学、とくに経済学、政治学の発展にとっての重要な人物であることは周知の事に属している。しかしかれが1776年に死亡したときには、かれは哲学者としてよりむしろ歴史家として知られていた。かれの晩年の著作である『歴史』は、18世紀においてはかれの最も知られた著作であり、その学問的価値のゆえに19世紀の後半に至るまで、カレッジの教科書として使われていた。しかし Hume の伝記作家 Burton<sup>3)</sup> が書いているように、『歴史』はそれまでのかれの他の著作と異なり、かれの思想および方法に質的な変化があらわれているとされ、すなわち、『歴史』においてかれの哲学である経験的方法と自由思想が放棄されていると指摘されてから『歴史』の孤立的な取扱いが始ったように思われる。19世紀にはじまった社会諸科学の分化・発展と哲学者 Hume の発見はこのことを一層促進した。かれの主要な哲学的著作が、1世紀にわたる埋没のちに掘り起され、そして有名な哲学者 Green と Grose の共同編集

によって『David Hume 哲学著作集<sup>4)</sup>』が刊行されたときには、哲学者 Hume のみが着目され、それには『歴史』は除外されたのである。そして哲学者 Hume については、今日でもなお standard な研究文献、Norman Kemp Smith<sup>5)</sup>、G. Laird<sup>6)</sup> などの研究を生んだが、それらの研究に共通していることは、歴史家 Hume がとりあつかわれていないことである。そして、このことから Hume 研究に多くの矛盾と背離が並存してくるようになる。これまでの Hume 研究において、哲学者 Hume は合理主義批判者であり、経験的方法の創始者であり、倫理学者 Hume は道徳感学派(moral sense school)であり、また経済学者 Hume は自由主義的経済思想家として A. Smith 直接の先駆者であるのに反し、歴史家 Hume は、合理主義的歴史家であり、政治思想において保守的性格をもつとされているのである。

このことを歴史家 Hume についてやや詳細にみてみよう。E. Fueter の古典的解釈<sup>7)</sup>によれば、Hume は歴史の過程を理性と非理性との闘いとみる啓蒙時代にふさわしい合理主義的歴史家のひとりである。そして歴史叙述の一部に世俗的な歴史、今日のいわゆる社会・文化史をとり入れている点では、同時代のフランスの歴史家ヴォルテールと比較され、著作の刊行がヴォルテールよりおくれていることからヴォルテールの弟子とされ、その学派の1員としての地位を与えられている。

このようなしはしば相反する評価が Hume に与えられたのは、哲学者としてのかれと歴史家としてのかれとを厳密に区別するところから生まれてきたといえよう。最近の Hume 研究の新しい傾向の特徴は、これまでの研究が哲学者と同時に歴史家でもある2人の Hume を強制的に分離することのなかに混乱の主要な原因をみ、むしろ、かれの哲学・社会・経済・政治理論との関連の

1) David Hume, *History of England, from the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688*. London, 1754-62.

2) John B. Stewart, *The Moral and Political Philosophy of David Hume*. 1963.

3) John Hill Burton, *Life and Correspondence of David Hume*. 2vol. Edinburgh, 1846-1850. vol. I. P. 402.

4) *The Philosophical Works of David Hume*, edited by T. H. Green and T. H. Grose. 4vols. London, 1874-75.

5) *The Philosophy of David Hume*. London, 1941.

6) *Hume's Philosophy of Human Nature*. London, 1932.

7) *Geschichte der neuern Historiography*. 1911.

なかで『歴史』を再検討しようとするところにある。

今世紀の初頭ほぼ同時期にドイツで刊行された3つの論文<sup>8)</sup>およびそれを吸収・集大成した J. B. Black<sup>9)</sup>の研究が、この新たな傾向を代表していると云ってよいであろう。ここでは、『歴史』と哲学との関連がはじめて問題とされ、『歴史』とかれの哲学の特徴である経験的方法、政治理論との関係が明らかにされ、とくにその対応・統一関係が指摘されたのである。しかしこれらの研究は、近代ドイツ歴史学・哲学の立場からの性急な Hume 批判に終始しており、Black においては『歴史』がふくむ社会・経済・文化史的叙述を、『屑袋』とまで酷評している。しかしこれらの否定的批判ではなく、これらの研究がもつ正しい方向、すなわち、歴史家 Hume を正しく理解するためには、かれの哲学との関連を通じて、かれの著作の有機的統一性を明らかにすることが新たな課題となっているのである。

II John B. Stewart の新著は、直接的には、この問題への回答を与えているわけではないが、この問題意識の上にとまっている。新著の主題は、D. Hume の全著作に散在している道德・政治哲学を統一的に明らかにすることにある。著者はこの課題を Hume の著作からの引用・抜粋によって解決するという方法をとらず、むしろ Hume の見解を現代の言葉で書き直すという方法をとっている。これは、Hume が、主題について体系的な書物を書いていないためばかりでなく、かれの表現が18世紀流の『冗長で、魅力がない』ためでもあり、適切な措置である。著者の努力によって Hume の道德・政治哲学は現代語で、新鮮に蘇生させられ、われわれの接近が一層容易となった。われわれの問題にとって注目することは、そのさいの著者の観点である。著者は『Hume の全著作のなかにきわめて高度の統一性』(序文, vi ページ)をみだし、その関連のなかから道德・政治哲学を明らかにしようとしていることである。そして著作は、Hume の理論がその主要点において処女作『人性論<sup>10)</sup>』

のなかで完成されているとみ、それ以後の著作は、根本的に新しい企てではなく、すべて『人性論』において明らかにされた諸原理の応用と移植として最もよく理解できる、という視点から自分の課題を遂行している。そのなかで『歴史』と『人性論』第3篇との関連が指摘されているのである。われわれはこの関連を明らかにするために、しばらく著者に従って Hume の全体系の問題と方法の統一性を、新著の構成に即してみよう。

Hume の時代的背景と生涯、かれの諸著作を簡潔に明らかにした序論に続く第2章は、Hume の方法論、いわゆる実験的方法(experimental method)の解説である。ここでは Newton を祖とする近代自然科学の方法が社会科学にも導入されなければならないとし、知識は、経験に基づく信念(belief)に支えられていること、社会科学も人性の一定の原理に基づいて行われなければならないとする Hume の方法論を解説したうえで、人性の分析である第3章 情緒(passions)と行動に移る。そして『人間の行動の源泉はすべて情緒であり、それらはわれわれが善でありと是認したり、それを求めるわれわれの願望や、悪なりとするわれわれの否認またはそれにたいするわれわれの嫌悪の表現にすぎない』(78 ページ)ことを明らかにしたのち、このような視角から第4章の道德的義務、その起源と内容の問題に入ってゆく。著者は Hume に従って、『道德は特定の間人感情に根ざしており、あらゆる間人的徳の基準は、間人的特質によって自分および仲間ひきおこされる快苦、つまり中立的観察者の同感(sympathy)によって示されるような快苦の結果にすぎない』(78 ページ)と述べている。

ここまでは著者の見解について新しいものは全くない。むしろ Hume の方法論の基礎として重要な、またその後の Hume 研究史上重要な論争となっている Hume 自身における理性と感情の関係、あるいは経験的方法における理性の役割についてふれるところが少い。『人性論』における Hume 自身の有名な章句、『理性は情緒の奴隷であり、またただそうあるべきであって、情緒に役だち、それに服従する以外いかなる任務もとるべきでない』にたいしても、これらは合理主義批判の余りとられた軽べつ的な言葉であり、議論の範囲を越えたものと注するに止まり、その背後に潜む根本的問題を見逃している。このことは、著者が政治学を専攻していることから由来するのであろう。

著者の新しさは、第4章 道德義務論の内容的展開としての『自然的諸関係と社会』からはじまる。

Hume によればひとは2つの領域において対人関係

8) H. Goebel, *Das philosophische im Hume's Geschichte von England*. Marburg, 1897. H. Daich, *Über das Verhältnis der Geschichtsschreibung D. Hume's zu seiner praktischen Philosophie*. Leipzig, 1903; J. Goldstein, *Das empiristische Geschichtsauffassung David Hume's*. Leipzig 1903.

9) *The Art of History. A Study of Four Great Historians of the Eighteenth Century*. New York, 1926.

10) *A Treatise of Human Nature, being an attempt to introduce the experimental method of reasoning into moral subjects*. 1739-40.

をもつ。ひとつは家族を中心とする人間関係であり、他は社会におけるそれである。前者は個人的関係(personal relation)または自然的関係(natural relation)とよばれ、後者は社会的関係(social relation)または人為的關係(artificial relation)とよばれる。前者においては両性・親子関係が成立し、自然的感情が支配する。すなわち『柔和、慈恵、慈善、寛仁、仁慈、節制および公正』などがこの領域における道徳的徳となるのである。これに反し、社会的関係においてはまったくことなる。Humeは社会の成立をまったく経済的理由に、従って社会関係を経済関係としてとらえている。ひとが社会関係を結ぶのは、各個人が別々に、ただ自分自身のために労働するときは、第1に、人間の力は小さすぎて、なんらかの著しい仕事を遂行するに足りない。また第2に、ひとりの人の労働がそのさまざまな必要のすべてを充たすために用いられ、従って個々の技術が完成の域に達することはけっしてない。さらに第3に、各人の力とこれを用いるばあいの首尾とはいつも等しくはない。従って、いずれかの点の些少の不足も破滅と不幸とを不可避的にともなわざるをえない。これらの3つの困難を克服するためには、生産における協業と生産物の分配方法が必要である。この社会の利益を得させるためには、まったく人為的な関係が導入されなければならない。僅少の財貨にたいする全員の欲求は、相互に敵対的であり、破壊的であるからであり、無制限の競争を制限するための原理が導入されなければならない。これらの規則をHumeは正義の原理(principles of justice)とよんでいる。これらは、第1に、各個人の正当な所有を妨げられることなく享受できること、第2に、財貨にたいする所有権の転移は、承諾(consent)による、第3に、約定は不可侵なものであるべきことであるが、これらの正義の原則は、とりもなおさず公正な競争規則にほかならず、『社会の憲法』である。これによって個人と社会の利益が確保されるのである。これにたいし、国家は補助的・二次的な存在にすぎない。すなわち、賞罰によってこれら正義の3原則を最終的に守ることを任務とするにすぎない。社会が財産、交易、契約のうえに基礎をおいているならば、国家はそれらを守ることをその主要任務とする。

統治の第1原則は、臣下をして統治者へ服従せしむることである。第2原則は、正義の諸原則の実行である。そのため政府は第1に、これらの原則の侵犯を明らかにすること、第2は、原則を事情に応じて明確にすること、第3に、外敵及び内乱にたいして自己を防衛することが必要である。統治の第3原則は、第2の原則を遂行する

に当って、政府は中立的、平等であり、かつ不偏でなければならないということである。第4の原則は、政府はできるだけ分明的な仕方でおこなわなければならないということである。以上要約するのに、第1の原則は政府の維持を保証するものであり、第2から第4の原則は個人の自由を維持するものである。

Humeはこの社会関係において必要とされる『人為的徳』を礼讓(civility)とよんでいるが、それはさておき、Humeのいう正義および政治の原則は歴史上一気に実現したものではない。この観点から第6章では過去の文明がとりあつかわれ、正義と統治の原理がいかにも実現されたかを明らかにすること、Humeの社会と国家の起源論が検討されている。第7章では経済政策と礼讓と題され『政治論集』のHumeの見解が紹介されている。他方、政治理論は、基本的政治形態、すなわち、君主制、共和制の利害・得失の問題に、そしてイギリスの政治的現実である混合制(mixed government)の問題に発展してゆくが、それらの問題は第8章、第9章においてとりあつかわれている。そして、第10章において、政府と宗教の関係、第11章においてHumeの歴史観が、それが直線的発展観なりや循環論なりやが検討され、最後の章でHumeの社会改革の思想が検討され、かれが経済政策思想家としては自由主義者であり、政治的には保守主義者である秘密が明らかにされている。ここでは『歴史』は、Humeの政治哲学との関連においてのみ、かれの政治原理のイギリスへの応用としての政治史としてみられているに過ぎない。しかもHumeが社会を、経済の起源と構造として、国家をそれを維持する制度としてとらえていることを明らかにした著者は、『歴史』と哲学との関連の問題にたいしてもっと多くのことを示唆しているように思われる。

III 社会を人間の外的財貨にたいする関係によってもたらされた諸関係の組織とみたHumeは経済の起源と構造が、同様に社会のそれとしてとらえている。Humeによれば、このような社会の起源は人類とともに古い。かれにとっての重要問題は、この社会のなかでひとが如何に正義の原則を知るようになるかということにあるが、これがかれの経験的方法によって説明されるところに『歴史』との関連が生まれてくることになるのである。かれによれば、正義の原則の端初は、これまた人類とともに古い家族生活の経験からはじまる。ひとは家族の成員として、生産における共同の利益を学び、自然的愛情のみでは家族の成員間の一致を維持するに足りないことをみだし、財産権についての相互の尊重を認める必要

を感じてくる。すでに家族の内部で協業の利益に親しんだひとが、いまや自己の利益によって動かされ、正義の原則に反する行為を働き、共同から生まれ利益を奪われると、かれの信念も変化するようになる。かくて火が苦をひきおこすと同じく、正しい行為がよい行為であることを知るようになり、ひとは正義は有用であるという信念を獲得するのである。そして不正な行為を受けた人々の苦痛をともにする同感の原理によって、正義の原則は、道徳へと転化する。この Hume の説明の仕方に、われわれはかれの経験的方法との関連を知るとともに、自然法論者への批判と歴史世界への一層の接近を知るのである。Hume のこのような説明のなかでは『自然状態の理論』は存在の余地がない。自然状態論者の主張するように社会の形成は、政府によってなしとげられたのではなく、Hume によれば家族および近隣の人々の経験のなかから生まれたからである。また、正義の原則を、社会契約から説明する自然法論者にたいし、Hume の説明は、社会は政府なしに存続しうるといふ余地を残しており、社会と国家について歴史的起源についての研究の道を新しく開いたのである。

社会を経済関係とみる Hume の哲学はその当初から政治理論と密接不可分な一体をなしていた。この見解は、のちの『政治論集<sup>11)</sup>』において発展させられ、生活資料獲得の方法の相異によって経済の発展に3つの段階を劃したことは不思議なことではない。かれは蒙昧・原始の時代に属し、狩猟・漁撈による経済、農業そして、農・工・商の混合経済の3つの段階を区別するが、かれにとってこの関心は、経済それ自身の推移ではなく、これと正義の原則統治の原則およびこれらの社会関係における個人の道徳的徳性の発達との関連に集中している。正義の3原則は経済の第3の段階においてはじめて完全に実現されること、そして統治の原則の実現過程を詳細に追求し、狩猟の段階ではじまる政治的結合から、農業段階での領主対農奴の関係、この段階で工業の幼稚期に成立する絶対王政、経済の第3段階であられる共和制・制限君主制をあとづけ、統治の原則が完全に実現するのは経済の第3段階であることを明らかにした。そして『人性論』の根本的立場から、商業社会と道徳的性格との関連を明らかにしている。Hume によれば人間の幸福は3

つのことがら、快(pleasure)、行動および休息の正しい均衡にあるが、商業社会においてひとははじめて、勤労の成果を享受し、所有を安固にできるため、勤勉となりまた快を促進され、適当な休息も、この社会ではじめて確保される。商業社会での大規模な協業と分業とは、人々の気質から、農村的粗野な性格をすてさせ、都会的・人間的な性格を新たに付与することになるのである。これらを一言で云えば、安定した政治による市民社会の成立である。このような Hume の見解は、『歴史』の中心題目がイギリスの政治史であることにはちがいないとしても、『歴史』の非政治史的部分、すなわち各統治時代の終りに付せられた『雑多なことがら』(miscellaneous transaction)および付録(appendices)とを理解する道を示している。これらは、政治史的部分との関連がないという理由で『屑袋』と酷評されているのであるが、Hume にとっては、市民社会への重要な段階を示すことになるのである。『付録』は5つからなっている。その1つはアングロ・サクソンの政府と社会であり、その2つは封建的・アングロ・ノーマン政府と社会、その3つはイギリスの古い、すなわち革命以前の憲法、その4つはステュアート王朝によって継承された恣意的な政府形態であるが、これらはすべて市民社会成立への社会的・政治的指標としてとりあげられていることを意味すると云ってよいであろう。また重要な統治時代の終りに付された『雑多なことがら』については、それぞれの時代の法、習俗、財政、武器、商業、工芸、諸科学および文学をとりあつかっているが、これらを一括して年代的に配列すれば、歴史についての Hume の主要な概念をうることができるであろう。そしてこれらがのちのスコットランド歴史学派の歴史叙述の主要な内容となったことにかえりみて、重要な意義をもっているのである。その意味で『歴史』は、『人性論』からはじまる Hume の著作活動の終結点を示すものであり、方法論をのぞいてかれのすべての学問の集大成を示すものと云ってよいであろう。Stewart の新著はこのことを明確に示してはいないけれど、それを示唆している点において、また Hume の全学問的領域をはじめととりあげている点に、その意義と貢献とを認めることができるといえるであろう。

11) *Political Discourses*. Edinburgh, 1752.